

【今号の内容】

- パートタイム労働者の職場環境の改善に役立つ説明会
- 文部科学省女性研究者研究活動支援事業シンポジウム「かがやく女性 輝く社会」
- 「子育て支援県民のつどい」を開催します
- 「とちぎ不妊対策シンポジウム」を開催します
- 年末年始における年次有給休暇の取得を促進しましょう
- 職場や仕事の悩み・不安、スキルアップなどに関するキャリアの相談をメールで気軽にできます
- 平成26年度「子育てにやさしい事業所」顕彰の結果について
- キャリア支援企業表彰2014 ～人を育て・人が育つ企業表彰～
- 11月は「労働保険適用促進強化期間」です
- パートタイム労働法の概要
- 職場意識改善助成金（テレワークコース）
- 女性の活躍推進に関する世論調査
- 11/25～12/1は犯罪被害者週間です

パートタイム労働者の職場環境の改善に役立つ説明会

㈱日本能率協会総合研究所では、厚生労働省から委託を受け、標記説明会を開催します。

近年、パートタイム労働者が増え、基幹的な業務を担う方も多く見られるようになりました。有能なパートタイム労働者に活躍してもらうためには、雇用管理を改善して、働きや貢献に見合った納得できる待遇を確保することが重要な課題となっています。

本説明会では、

- ①パートタイム労働者が活躍する企業の好事例の紹介、
- ②平成27年4月施行の改正パートタイム労働法の概説など最新の情報を提供するとともに、
- ③新たに開設した2つのサイト「パート労働者活躍企業診断サイト」「パート労働者活躍企業宣言サイト」の効果的な活用策について御紹介します。

企業の人事担当者、経営者の方に限らず、パートタイム労働者の活躍推進に御関心をお持ちの方など、どなたでも参加できます。

- 2 場所：栃木県産業会館 第1 中会議室
(宇都宮市中央3-1-4)
- 3 参加費：無料
- 4 申込期限：定員に達した時点で締切

<http://jmar-form.jp/part.html>

文部科学省女性研究者研究活動支援事業シンポジウム
「かがやく女性 輝く社会」

宇都宮大学では平成25年度、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」に採択され、女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、出産・子育て等のライフイベントと研究を両立するための環境整備を行っています。女性がキャリアを重ねていく過程でどのような障壁や苦労があり、それを乗り越えるために必要なことは何か、県内で活躍されている多様な職業や世代の女性の体験談から皆さんと一緒に考えます。

- 1 日時：11月27日(木) 13:30～
- 2 場所：宇都宮大学 峰キャンパス
(宇都宮市峰町350)
大学会館 2階多目的ホール
- 3 内容
 - (1) 基調講演
 - ①テーマ：男女共同参画の現状と女性の活躍
 - ②講師：板東 久美子 氏（消費者庁長官、前文部科学審議官）
 - (2) パネルディスカッション
 - ①テーマ：女性のキャリア形成を考える
～栃木で活躍する女性たちと共に～
 - ②パネリスト：
桃井 眞里子 氏（国際医療福祉大学 副学長）
仲澤 佳子 氏（森山産業株式会社 常務取締役）
羽生田記子 氏（花王株式会社ヘルスビューティ研究所 研究員）
相蘇 春菜 氏（東京農工大学 大学院連合農学研究科 博士課程）
- 4 申込み：申込不要。入場無料

<http://kyodo-sankaku.utsunomiya-u.ac.jp/socialwork/shinpo.html>

「子育て支援県民のつどい」を開催します
～親子が育む笑顔・地域が育む笑顔・とちぎが育む
笑顔～

県(こども政策課)では、県民の方々に、家族を持つことの大切さや子育ての喜びを感じてもらおうとともに、子育てを地域で支えあう環境づくりの大切さを感じてもらい、さらに児童虐待への関心を高めてもらえるよう子育て支援のイベントを行います。

是非お越しください。

- 1 日時：11月16日(日) 10時30分～16時
- 2 場所：オリオンスクエア(宇都宮市オリオン市民広場)及びオリオン通り
- 3 主な内容
 - (1) 11:30～12:15 シンポジウム：
 - ①テーマ：
とちぎでライフステージを楽しむために
～家族がいる生活(結婚・出産・子育ての夢)～
 - ②内容：結婚、妊娠・出産時期をこれから迎える若者に、結婚、出産し、子育てを楽しむ様々なライフステージを提案するメッセージを発信します。
 - ③コーディネーター：宇都宮大学教授
廣瀬 隆人 氏
 - ④パネリスト：小池祥絵(タレント)、他
 - (2) 12:20～13:10 式典
 - ①「子育てにやさしい事業所」顕彰式
 - ②とちぎオレンジリボンセレモニー
 - ③うめばやし保育園園児による和太鼓演奏
 - (3) 13:10～16:00 「子どもの虐待をなくそう！」
県民のつどい
- 4 備考：申込不要

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kennminnotudo.html>

「とちぎ不妊対策シンポジウム」を開催します

不妊治療は、身体的・精神的・経済的・時間的な負担が大きく、継続した治療には職場の理解が不可欠であるため、県(こども政策課)では、広く不妊治療等に関する正しい情報等を普及啓発し、不妊治療と仕事の両立が可能となるような環境について、事業主等の意識を高めることを目的に「とちぎ不妊対策シンポジウム」を開催します。

1 日時：平成27年1月11日(日) 13:30～16:00

2 場所：パルティ とちぎ男女共同参画センター
(宇都宮市野沢町4番地1)

3 内容

(1) 基調講演

①「不妊治療の現状について理解しよう」

講師：獨協医科大学産婦人科学教室教授
北澤 正文 氏

②「男性不妊について理解しよう」

講師：国際医療福祉大学リプロダクションセンター 男性不妊部門長
岩本 晃明 氏

(2) 情報提供

①テーマ：「従業員が希望する妊娠・出産をするために」

②講師：厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

(3) パネルディスカッション

①テーマ：「治療と仕事の両立のために」

②パネリスト：NPO法人Fine職員、不妊専門相談員、産婦人科医、事業主

③コーディネーター：県こども政策課長

4 募集

先着順、200名まで

5 その他

専門家による相談や妊娠・出産にそなえた健康づくりコーナー等を設置しています。

6 申込先

<http://www.tochigi-tv.jp/subcontents/application.php?id=659>(とちぎテレビHP)

7 詳細

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/welfare/kodomo/funin.html>

年末年始における年次有給休暇の取得を促進しましよ

年次有給休暇の取得率は直近で47.1%（平成24年）と、前年よりも低下し、週労働時間60時間以上の雇用の割合は8.8%と依然として高い水準で推移する等、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、より一層積極的な施策の展開が求められています。

また、平成26年9月30日に塩崎厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が立ち上がり、厚生労働省をあげて長時間労働対策に取り組むこととし、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけに取り組んでいるところです。

各事業所においても、年末年始における年次有給休暇の取得を促進しましょう。

■ 休暇の取得促進に向けて考えられること

- (1) 経営のトップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ
- (2) 管理者が率先して休暇取得
- (3) 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/dl/yukyu_h26_year_all.pdf

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

職場や仕事の悩み・不安、スキルアップなどに関するキャリアの相談をメールで気軽にできます

厚生労働省では、職場や仕事上の悩みや不安、スキルアップに関する事など、キャリアに関する相談を気軽にメールでできる「キャリア相談メール事業」を実施しています。

御利用は全て無料で、キャリア・コンサルタントの資格を持った専門家が担当します。

従業員の皆さまにお知らせいただき、貴社の人材育成や定着支援に、ぜひ御活用ください。

(相談例)

- ・今の仕事に興味を持ってない
- ・専門性を身に付けたいが、何をしたらいいかわからない

- ・職場の人間関係がうまくいっていない
- ・仕事を続けていく自信がない など

【詳細はこちら（キャリア相談メール事業のホームページ）】

<https://www.careersodan.org/>

平成26年度「子育てにやさしい事業所」顕彰の結果について

県（こども政策課）及び（公財）とちぎ未来づくり財団では、平成13年度から、子育てと仕事の両立支援に優れた取組を行っている事業所を「子育てにやさしい事業所」として顕彰しています。

平成26年度の顕彰式を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

また、県ホームページでは、各事業所の具体的取組を掲載していますので、是非御覧ください。

1 顕彰事業所

- (1) 栃木県知事賞
 - ・社会福祉法人敬愛会
- (2) （公財）とちぎ未来づくり財団理事長賞
 - ・社会福祉法人飛翔会ちゅーりっぷ保育園
 - ・株式会社野澤実業
 - ・社会福祉法人晴桜会
 - ・株式会社TAKK
 - ・株式会社日本政策金融公庫宇都宮支店
 - ・株式会社日本政策金融公庫佐野支店

2 顕彰式

- (1) 日時：11月16日（日）12時20分頃～
 - ※ 「子育て支援県民のつどい」の式典において実施します。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kennminnotudoi.html>

- (2) 場所：オリオンスクエア（宇都宮市オリオン市民広場）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/houdou/26kosodateniyasasiijigyousyokekka.html>

キャリア支援企業表彰2014 ～人を育て・人が育つ企業表彰～

厚生労働省は、従業員の主体的なキャリア形成を積極的に支援している10社を、「キャリア支援企業表彰2014 ～人を育て・人が育つ企業表彰～」の厚生労働大臣表彰に決定しました。

職業生涯の長期化、産業構造の変化などを背景に、働く人が自らの能力を高め、希望するキャリア（職業経歴・働き方）を形成していくことがますます重要となっています。こうした背景を受けて、厚生労働省では平成24年度から、従業員のキャリア形成を積極的に支援して他の模範となる企業を讃え、その取組を広く周知・普及させることを目的として表彰制度を設け、人材育成の推進を目指す職業能力開発促進月間の11月に表彰式などを実施しています。

ホームページでは、各受賞企業の取組を掲載していますので、是非御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/20141107careerhyosho/>

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働保険は、労働者が仕事に怪我などを負った場合に必要な保険給付を行う「労災保険（労働者災害補償保険）」と、労働者が失業などをした場合に必要な給付を行う「雇用保険」の総称です。この労働保険は、労働者を一人でも雇っていれば、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険は、政府が運営する強制保険ですので、手続を怠っているとさかのぼって保険料を徴収されるほか、追徴金を課されることがあります。まだ労働保険に加入していない事業主の方や、これから事業を始めようと考えている方は、会社がある地域を管轄している労働局又は労働基準監督署へお問い合わせの上、早急な加入手続きをお願いします。

【労働局・労働基準監督署】

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/tochigi/>

また、中小事業主の方には、労働保険の各種手続や

労働保険料の納付の事務処理を委託することができる「労働保険事務組合制度」もあります。併せて御利用ください。

【労働保険事務組合制度】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/hoken/roudouhoken01/kumiai-seido.html

パートタイム労働法の概要

パートタイム労働者の待遇は、一般に、働きや貢献に見合ったものとならず、通常の労働者と比較して低くなりがちな状況にあります。そこで、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）は、パートタイム労働者の就業の実態を考慮して雇用管理の改善に関する措置を講ずることにより、通常の労働者との均衡・均等待遇の確保を推進することを目指しています。

なお、より一層の均等・均等待遇の確保を推進するとともに、一人ひとりの納得性の向上を図るため、改正パートタイム労働法が平成26年4月に公布され、平成27年4月1日から施行されます。

厚生労働省では、「パートタイム労働法の概要」に関するパンフレットを作成しました。このパンフレットでは、現行のパートタイム労働法とあわせて、改正法の概要も御紹介しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061842.html#ri-fu>

職場意識改善助成金（テレワークコース）

厚生労働省では、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主に、助成金を支給しています。

職場意識改善助成金(テレワークコース)は、労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、終日在宅で就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

1 支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- (2) 「資本又は出資額」及び「常時雇用する労働者数」について一定の要件を満たすこと。
- (3) テレワークを新規で導入する事業主であること（試行的に導入している事業主を含む。）。
- (4) 労働時間等の設定の改善を目的とした終日在宅で就業するテレワークの実施に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主であること。

2 支給対象となる取組

次のいずれか1つ以上実施すること。

- ・テレワーク機器等購入経費（※）
- ・保守サポート料、通信費
- ・クラウドサービス使用料
- ・就業規則・労使協定等の作成・変更
- ・労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士など）

※ パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

3 申請期限：12月15日（月）

4 詳細

その他、詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

女性の活躍推進に関する世論調査

内閣府では、女性の活躍推進に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、「女性の活躍推進に関する世論調査」を実施し、その結果を公表しました。

- 1 調査対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者
5,000人
有効回収数 3,037人（回収率60.7%）
- 2 調査項目：女性の活躍推進に関する意識
- 3 質問項目：

- (1) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識
- (2) 女性が職業をもつことに対する意識
- (3) 女性の活躍が進んだ時の社会・組織等の姿
- (4) 女性の活躍を進めるに際しての障害
- (5) 仕事を選んだ（選ぶ）理由
- (6) 昇進に対するイメージ
- (7) 女性が働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことに関する意識
- (8) 出産等で離職した女性が、再び家事以外で活躍する仕方
- (9) 男性が家事・育児を行うことについてのイメージ
- (10) 男性の柔軟な働き方についての意識
- (11) 女性の活躍推進に関する情報のうち、特に必要な情報
ア 必要な情報を入手する際に利用したい媒体

<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-joseikatsuyaku/index.html>

11/25～12/1は犯罪被害者週間です

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定められました。

各事業所においては、この機会に、犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について考えてみませんか？

犯罪による被害は、命を奪われる、怪我をする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、直接的な被害の後生じる様々な問題は、総じて「二次的被害」といわれています。

こうした被害を軽減・回復するためには、犯罪被害者等の方々が仕事を続けられることが重要な意味を持っています。

犯罪被害者等の方々が、仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められています。

1 二次的被害の例

- ①事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調

- ②医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- ③捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ④周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道による精神的被害

2 休暇の具体的な導入方法

- 例1 既存の特別な休暇制度を活用
- 例2 社内広報等において、ケースに応じた必要な休暇を付与する旨を通知
- 例3 「犯罪被害者等休暇制度」を創設

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/101216_02.html

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/joho/week/week.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225